

常任理事の任免及び給与等に関する規程

(適用範囲)

第1条 この規程は、常任理事について適用する。

(定義)

第2条 この規程において常任理事とは、理事長及び指定職を兼ねる理事をいう。

2 この規程において指定職とは、業務執行理事の職をいう。

(常任理事の任免)

第3条 常任理事は、理事長が理事会に諮って任免する。

(給与等)

第4条 常任理事の給与等に関しては、この規程の定めるところによる。

(職務)

第5条 理事長の職務については、別表1及び契約締結に関することとする。

2 業務執行理事の職務は、理事長の職務の補助及び理事長の特命によるものとする。

(給与)

第6条 給与については、次に掲げるとおりとする。

(1) 本俸

ア 別表2の常任理事俸給表を適用する。

イ 常任理事俸給表の適用を受ける者の最初の号俸の決定は、理事会に諮って理事長が行う。

ウ 常任理事俸給表の適用を受ける者の本俸は、その号俸を受けるに至ったときから3年を経過したときは、1号上位の号俸にすることができる。

(2) 賞与

指定職俸給表の適用を受ける者については、本俸月額に夏期賞与1.0、冬期賞与2.0をそれぞれ乗じた額を支給する。

(3) 通勤手当

職員の給与規程の例による額を支給する。

(4) 常任理事の給与の改定が必要になった場合は、人事院が国家公務員の給与について勧告したもの等を参考にして、理事会に諮って変更することができる。

(5) 常任理事のうち指定職の者に、職員給与を適用する決定をした場合は、本条を適用しない。

2 常任理事俸給表の適用を受ける者の給与は、役員報酬から支出する。

(出張に係る旅費)

第7条 出張にかかる旅費については、職員の旅費支給に関する規定により、運賃、旅行雑費、宿泊料を支給する。

(社会保険、雇用保険等の加入)

第8条 常任理事の社会保険の加入については、それぞれの法令の定めるところによる。

(休退職等)

第9条 休退職等については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 休職については、病気等の理由により欠勤が連続2月を超えた場合は休職とし、その休職期間は、原則として6月とする。欠勤、休職中の給与、復職等については、理事長が理事会に諮って定めるものとする。
- (2) 常任理事の退職は任期満了、辞任、解任又は資格喪失による。
- (3) 常任理事の退職慰労金については、別表3により支給する。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要があると認める事項については、理事長が理事会に諮って定める。

附 則

1. この規程は、平成28年7月13日から施行する。
2. この規程は、平成29年6月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
3. 第9条第1項第3号の退職慰労金については、本規程適用前の勤務に伴う退職慰労金も支払うものとし、業務執行理事については、理事長職務代理としての勤務期間を通算する。なお、その原資に充てるため、別途積立てを行うものとする。

別表 1

理事長（経営統括本部長）の担当職務

1. 本法人事業の運営に関する基本方針の制定
2. 定款、規則及び規程の制定並びに改廃
3. 事業計画及び収入支出予算
4. 理事会の開催及び審議事項
5. 告示、通達、申請、回答で重要なもの
6. 職員の任免及び給与の決定
7. 職員の懲戒及び表彰
8. 職員の服務に関する取り決め
9. 職員が引き続き 30 日を越える療養休暇及び就業禁止の療養休暇
10. 本部長及び施設長の出張
11. 職員の就業業務の免除
12. 理事、監事及び評議員の出張
13. 運用財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く）のうち、金額（取得価格または時価評価額を比較していずれか高い方の額）500 万円以下のものの処分に関する事。
14. 大区分の予算の流用に関する事。
15. 一件の取引額が 500 万円以下の契約に関する事。
16. 前各号のほか特に重要な事項

別表 2

常任理事俸給表（俸給月額）

（単位：円）

| 号 俸 | 指定職 （業務執行理事かつ 経営統括本部長代理） | 理事長 （経営統括本部長） |
|-----|--------------------------------|------------------|
| 1 | 480,000 | 600,000 |
| 2 | 510,000 | 630,000 |
| 3 | 540,000 | 660,000 |
| 4 | 570,000 | 690,000 |
| 5 | 600,000 | 720,000 |
| 6 | 630,000 | 750,000 |

別表 3

1. 常任理事 退職慰労金表（退職慰労金の額）

常任理事については、その在任期間に応じて、下記の退職慰労金を支給する。なお、算定基礎額は、指定職にある者については最終俸給月額を使用し、理事長については、最終俸給月額に 0.30 を乗じた額とする。

○ 退職慰労金 = 算定基礎額 × (役位別年数 × 各功績倍率)

○ 功績倍率

| 役職 | 功績倍率 |
|--------|------|
| 理事長 | 1.70 |
| 業務執行理事 | 1.50 |
| 常勤理事 | 1.00 |

2. 在任期間等

- (1) 理事長又は業務執行理事の者が、その職を退いた後も常勤の理事として勤務する場合は、理事長又は業務執行理事を退いた後の期間については、常勤理事の功績倍率を適用する。
- (2) 理事長と業務執行理事の、それぞれの勤務期間がある場合、それぞれの在任期間に応じた額を計算する。

3. 他の慰労金等との関係

この退職慰労金は、他の慰労金等には関係なく支給するものとする。